

西尾市PTA連絡協議会会則

- 第1条 本会は西尾市PTA連絡協議会と称し、事務局を西尾市教育委員会生涯学習課内に置く。
- 第2条 本会はPTAの健全な発達をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事項を行う。
- イ 単位PTA相互の連絡を密にし、情報並びに意見交換に努める。
 - ロ PTA振興のため、必要と認める事業を行う。
 - ハ その他目的達成に必要な事業を行う。
- 第4条 本会は西尾市立小・中・義務教育学校並びに幼稚園のPTA会長、家庭教育委員、校長、園長をもって正会員とする。
- 第5条 本会の経費は、会費その他の収入で支弁する。
- 第6条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日に至るものとする。
- 第7条 本会の役員は、次の通りとする。
- 会長 1名 副会長 4名 書記 1名 会計 2名 顧問 若干名
- 役員の任期は1年とし、再選することができる。
- 役員は後任が選任されるまで、その職にあるものとする。
- 役員は年次総会において選任される。
- 第8条 本会の会務を遂行するために理事を置く。
- 理事 若干名
- 第9条 本会の会計を監査するため会計監査委員を置く。
- 会計監査委員 2名
- 第10条 会長の任務は、次の通りである。
- 総会、役員会、理事会を召集する。
- 本会を代表して、愛知県小中学校PTA連絡協議会の運営に関与する。
- 第11条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理を務める。
- 第12条 書記は、総会・役員会・理事会の記録を整理保管する。
- 第13条 会計は総会で決定した予算について、一切の会計事務を処理する。
- 第14条 会計監査委員は、年次総会において会計監査の報告をしなければならない。
- 第15条 理事会は、本会の役員・理事をもって構成される。
- 第16条 本会の集会は、次の通りとする。
- 総会 毎年1回年次総会を開催する。但し、会長が必要と認めた場合及び理事の3分の1以上の要求がある場合は、臨時総会を開催する。
- 役員会 必要に応じて開催する。
- 理事会 必要に応じて開催する。
- 第17条 議事は出席者（委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録による代理を含む）の過半数の賛成によって決定し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 第18条 本会は必要により専門委員会を設けることができる。
- 第19条 本会の事業において必要とされる個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用する。
- 第20条 本会の運営に関し、別に附則を定めることができる。
- 第21条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附 則

- 第1条 役員・理事及び会計監査委員の選出については、中学校区ごとに1名選出し、役員候補者指名委員会を構成する。
- 第2条 役員・理事及び会計監査委員の構成は、次の通りとする。
- 会長 1名（P） 副会長 4名（P2、家教委1、校長1） 書記 1名（家教委）
- 会計 2名（P、会長校の教頭） 理事 8名（P3、校長1、家教委3、幼1）
- 会計監査委員 2名（P、校長） 顧問 若干名（県PTA役員）
- 第3条 本会の会費は単位PTAごとに年額10,000円（中学校）、8,000円（小学校）、5,000円（義務教育学校）5,000円（幼稚園）とし、単位PTAの園児・児童・生徒1人につき64円とする。但し、園児については、三河・県PTAの負担金を除く。

- 本会則は、昭和61年 2月25日より実施する。
- 平成 2年 2月19日改正（附則第2・3条）
- 平成 5年 2月19日改正（第1・4・7条、附則第2条）
- 平成 6年 2月08日改正（附則第3条）
- 平成22年 5月18日改正（第3条）
- 平成23年 5月17日改正（第7条、附則第2・3条）
- 平成30年 5月18日改正（第7条、附則第2条）
- 令和 元年 5月23日改正（附則第3条）
- 令和 元年 8月 2日改正（第4条）
- 令和 5年 4月 1日改正（第4条、附則第2条）
- 令和 8年 5月22日改正（第3・7・17・19・20・21条、附則第2条）